

Sample

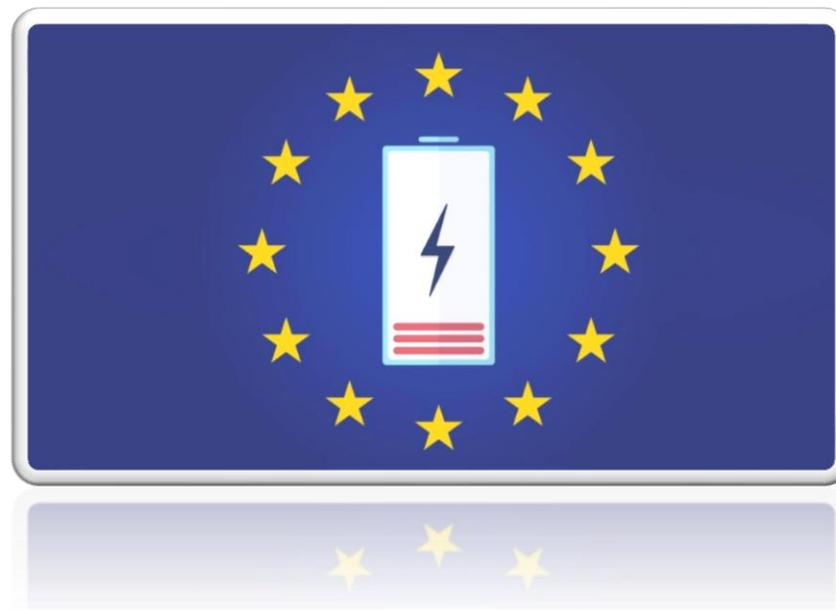


【詳細解説】 欧州電池規則の内容



BLUE SKY TECHNOLOGY, INC.

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



1. 背景①

欧州電池規則制定の背景には、**2019年**に発表された『**欧州グリーンディール**』の政策があります。



2050年までに気候中立を実現します



汚染を削減し、人間の生活や動植物を守ります



企業がクリーンな製品と技術の世界的リーダーになることを支援します



気候中立への移行が公正で包摂的であることを担保します



何を するのか?

- 気候**
EUは、2050年には**気候中立**を実現します。
欧州委員会は「欧州気候法」案を提出して、政治的なコミットメントを法律で義務化し、投資を喚起します。
この目標を達成するには、EU経済の全ての部門による取り組みが必要です。
- エネルギー**
エネルギー部門を脱炭素化します。
エネルギーの生産と使用はEUの温室効果ガス排出量の**75%**以上を占めています。
- 建築**
建物を改修し、エネルギー料金・使用量の削減を促進します。
EUのエネルギー消費の**40%**は建物によるものです。
- 産業**
産業のイノベーションを促進し、グリーン経済で世界のリーダーになることを支援します。
欧州の産業は再生材を**12%**しか使用していません。
- モビリティ**
よりクリーンで、低コストかつ健康的な私的移動手段や公共交通形態を普及させます。
輸送はEUの排出量の**25%**を占めています。

1. 背景②

『欧州グリーンディール』の重要な柱の一つとして、2020年に『**新循環型経済行動計画**』が欧州委員会により公表されました。

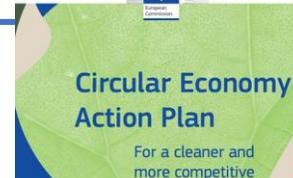
- 持続可能な製品の立法イニシアチブ(Sustainable Product Legislative Initiative)

持続可能な製品やサービスを標準化させ、製品の設計段階から廃棄が出ないようにすることを求める



ESKY

重点取組の対象7分野



1. 背景
- 2. 発行**
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



2. 発行

Sample

欧州グリーンディール 2019

新循環型経済行動計画 2020

Directive

欧州電池指令
2006/66/EC



・法的枠組みを加盟各
つ**「規則」**へ格上げ

・これまでの**「指令」**は、
本**「規則」**ではライフサ
ローする

1. 背景
2. 発行
- 3. 構成**
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



3. 構成② ; 本文

全14章 96条



Chapter	Title	Article 条
第1章	総則	第1条 - 第10条
第2章	組織	第11条 - 第20条
第3章	業務	第21条 - 第30条
第4章	財務	第31条 - 第40条
第5章	人事	第41条 - 第50条
第6章	監督	第51条 - 第60条
第7章	罰則	第61条 - 第70条
第8章	附則	第71条 - 第80条
第9章	経過措置	第81条 - 第90条
第10章	雑則	第91条 - 第96条

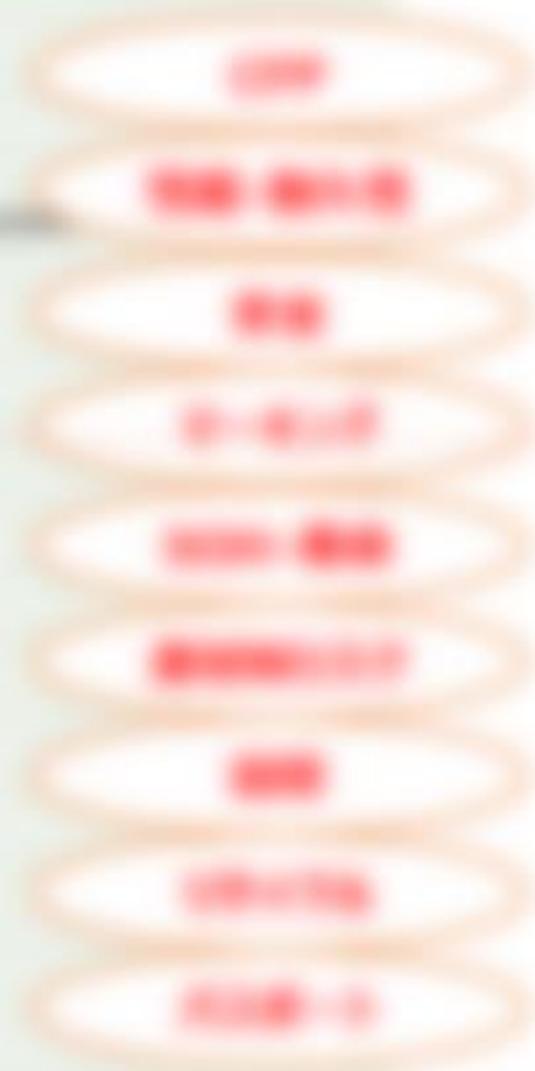


第1章 総則

3. 構成③ ; 付属書

Annex	Title
-------	-------

1	Annex 1	1
2	Annex 2	2
3	Annex 3	3
4	Annex 4	4
5	Annex 5	5
6	Annex 6	6
7	Annex 7	7
8	Annex 8	8
9	Annex 9	9
10	Annex 10	10
11	Annex 11	11
12	Annex 12	12
13	Annex 13	13
14	Annex 14	14
15	Annex 15	15
16	Annex 16	16
17	Annex 17	17
18	Annex 18	18
19	Annex 19	19
20	Annex 20	20
21	Annex 21	21
22	Annex 22	22
23	Annex 23	23
24	Annex 24	24
25	Annex 25	25
26	Annex 26	26
27	Annex 27	27
28	Annex 28	28
29	Annex 29	29
30	Annex 30	30
31	Annex 31	31
32	Annex 32	32
33	Annex 33	33
34	Annex 34	34
35	Annex 35	35
36	Annex 36	36
37	Annex 37	37
38	Annex 38	38
39	Annex 39	39
40	Annex 40	40
41	Annex 41	41
42	Annex 42	42
43	Annex 43	43
44	Annex 44	44
45	Annex 45	45
46	Annex 46	46
47	Annex 47	47
48	Annex 48	48
49	Annex 49	49
50	Annex 50	50



Sample

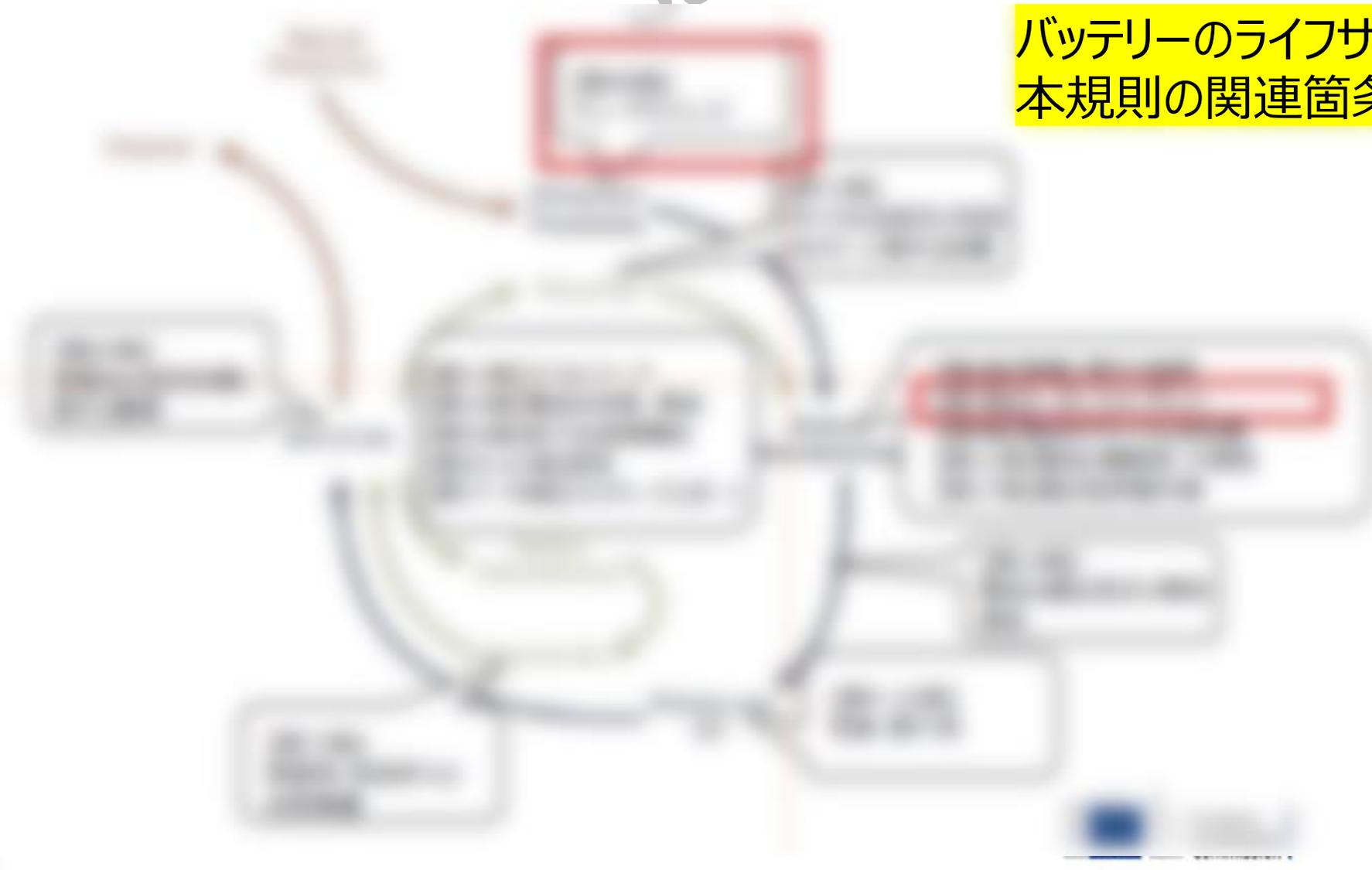
Sample

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



4. 適用範囲

バッテリーのライフサイクルにおける
本規則の関連箇条



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
- 5. 電池区分**
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



5. 電池区分

- ✓ 区分により、適用時期や、要求事項が決められている。
- ✓ LIBに限定された規則ではない。



①EV/HEVバッテリー



②LSI（軽量輸送）バッテリー



③SLI（始動、点灯）バッテリー



④産業用バッテリー



⑤ポータブルバッテリー



⑥汎用ポータブルバッテリー

乾電池、ボタン電池

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
- 6. 事業者**
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック

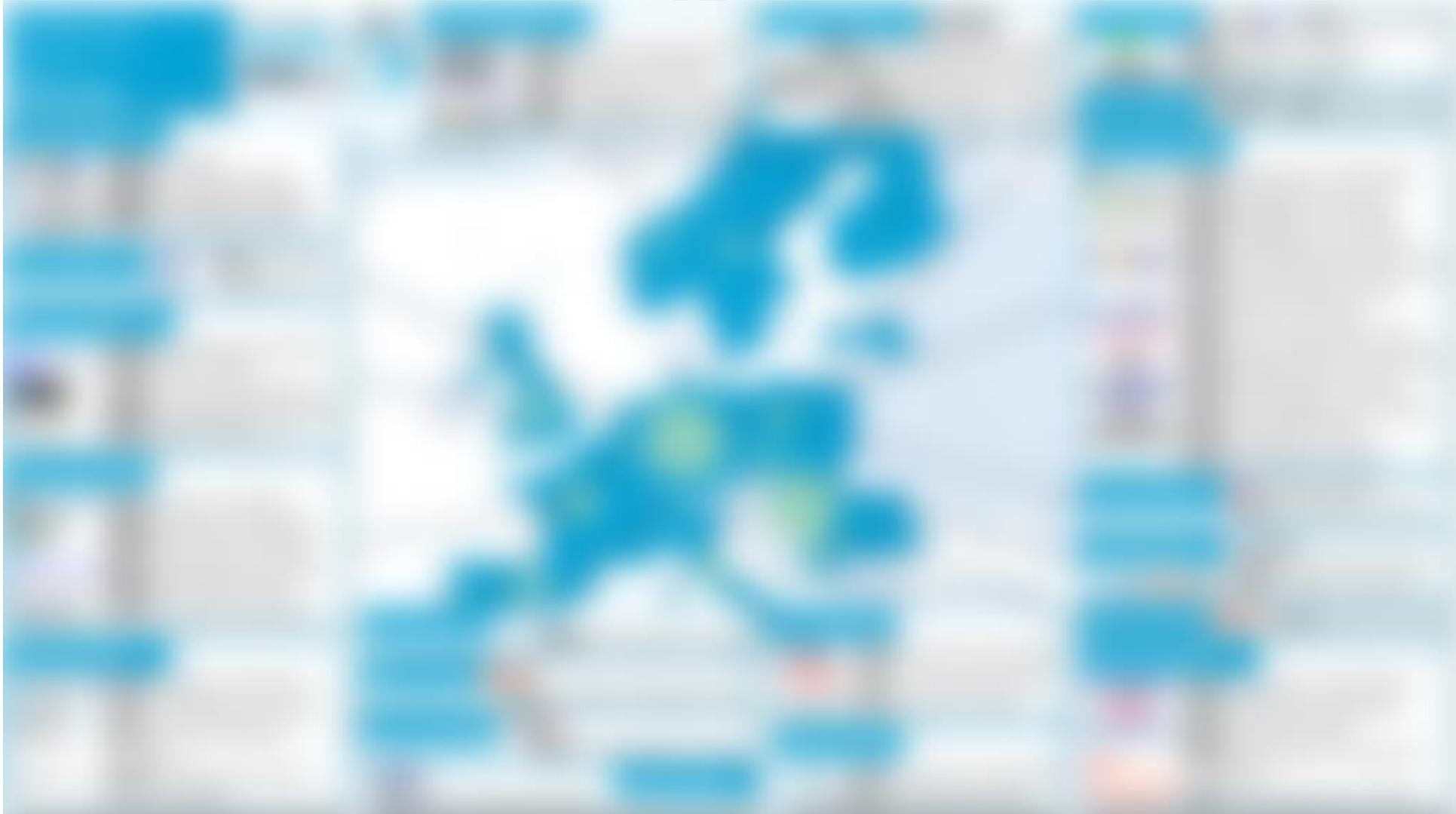


6. 事業者 (トピック①)

①セルメーカー



BLUE SKY



© 2018 BLUE SKY. ALL RIGHTS RESERVED.

6. 事業者 (トピック②)

②リサイクル業者

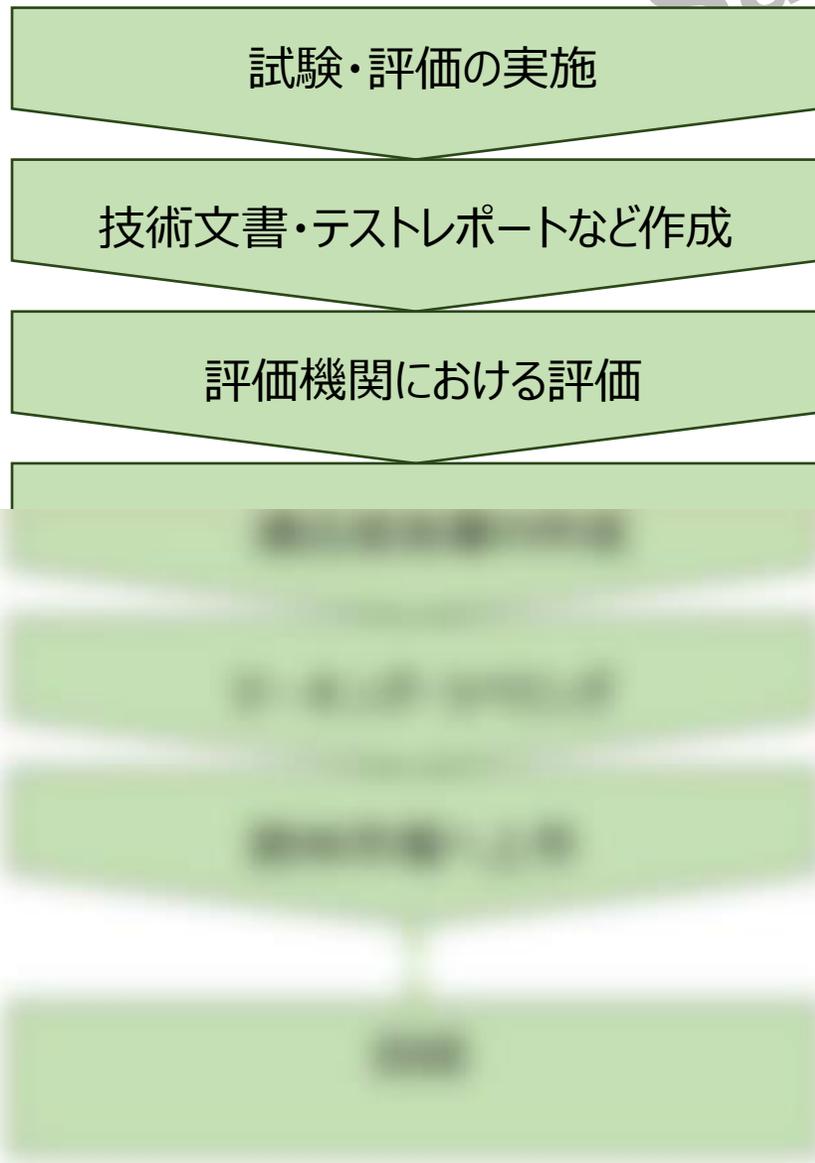


© 2010 BLUE SKY. ALL RIGHTS RESERVED.

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. **プロセス概略**
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



7.プロセス概略



- 要件に対する製品の試験および評価

- 図面・規格・仕様など技術文書
- 品質システムおよび品質試験結果など品質文書
- CFP算定結果など

- 評価機関（Notified Body）における適合性評価

- 適合宣言書を作成

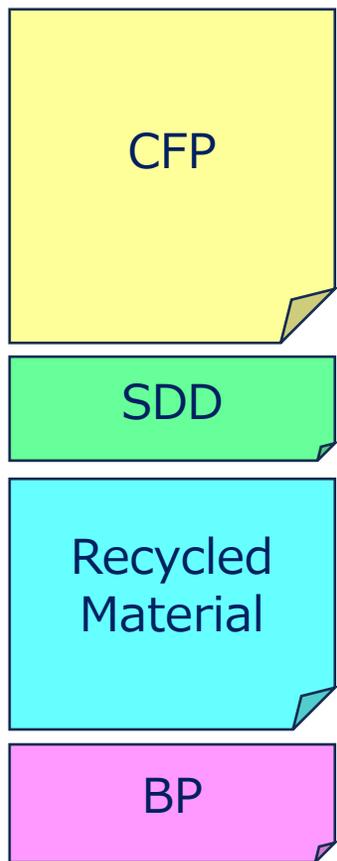
(Blurred)

(Blurred)

1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
- 8. スケジュール**
9. 主要項目の解説
10. 関連業界動向トピック



8. スケジュール (EVバッテリーの場合)



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
- 9. 主要項目の解説**
10. 関連業界動向トピック



9. 主要項目の解説



条項	タイトル	ページ
1	1. 概要	1
2	2. 目的	2
3	3. 適用範囲	3
4	4. 関係する法令	4
5	5. 定義	5
6	6. 組織体制	6
7	7. 業務プロセス	7
8	8. 情報管理	8
9	9. 監視と評価	9
10	10. 変更管理	10
11	11. 継続的改善	11
12	12. 附則	12

Sample

9. 主要項目の解説 第6条：物質の制限

ポイント

①規則(EC)No 1907/2006の附属書XVIIおよび②指令2000/53/ECの第4条(2)ポイント(a)に規定されている制限に加えて、バッテリーには、③本規則の附属書Iに制限が含まれている物質を、その制限の条件が遵守されていない限り、含有してはならない。

①規則(EC)No 1907/2006の附属書XVII

[Redacted content]

②指令2000/53/ECの第4条(2)ポイント(a)

[Redacted content]

③本規則の附属書I

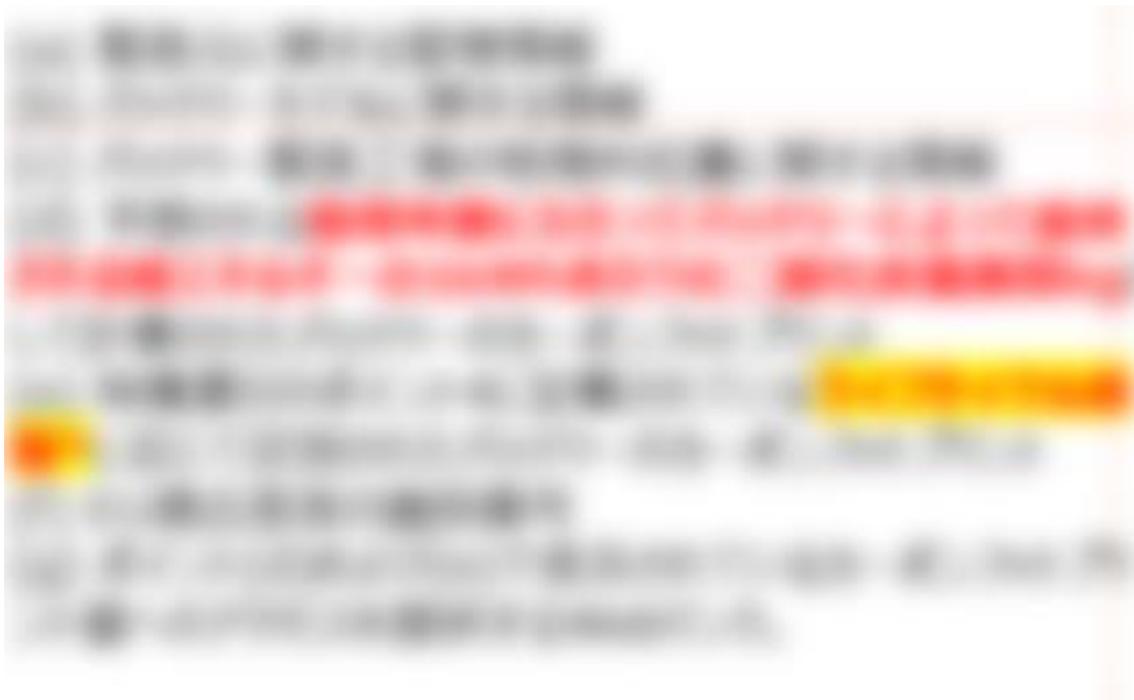
[Redacted content]

9. 主要項目の解説 第7条：カーボンフットプリント（CFP）①

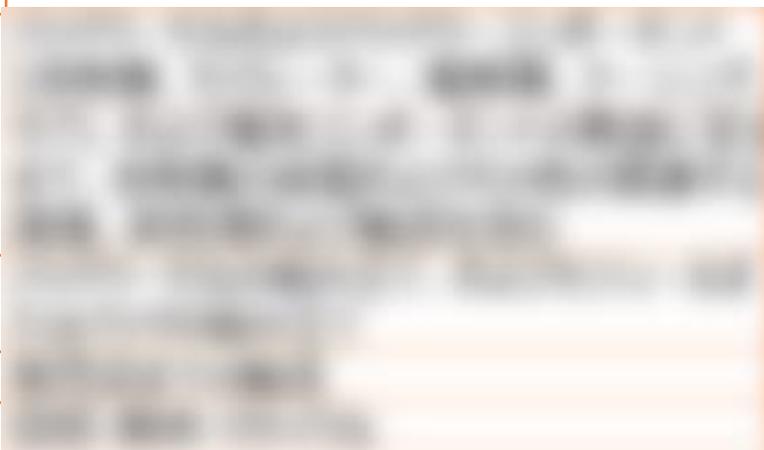
ポイント

カーボンフットプリント宣言に関する必要情報および実施時期の明確化

各用途の電池は、製造工場ごとの各電池の型式に対して、下記内容のカーボンフットプリント宣言を作成する。



ライフサイクル段階*

ライフサイクル段階	関連するプロセス
原材料の製造と前処理	
製品生産	
流通	
エンドオブライフ	

*注：倉庫保管は含まれない

9. 主要項目の解説 第7条：カーボンフットプリント（CFP）②

CFPの適用範囲



9. 主要項目の解説 第7条：カーボンフットプリント（CFP）③

CFPの適用日程

- EV用→産業用→LMT用にて順次適用開始
- CFP宣言から閾値の要件を満たすまでに3年

カーボンフットプリント 宣言 CO ₂ 総排出量を申告	EV
	産業
	LMT
カーボンフットプリント 性能クラス 性能クラス分類の導入	EV
	産業
	LMT
最大閾値 要件 上限値の設定	EV
	産業
	LMT

*罰則については今後
委員会にて規定

CFPの算出ルールガイドライン（案）

✓ 2024/4/29に欧州議会によりCFP算出ルールガイドライン案が提示された。

適用範囲	対象となるライフサイクルステージ範囲	輸送に関する詳細
	1次データ必須工程 主な製造工程および輸送	
	その他の工程 1次データまたは2次データの参照を条件により使い分ける 2次データ利用は欧州プラットフォームのLCDNを使用または Guide for EF^compliant datasetsに準拠したデータ	

9. 主要項目の解説 第8条：リサイクル含有量



ポイント

Sample

1. 再生資源の含有率を算出するに当たっては、再生資源の種類、数量、品質等を考慮し、再生資源の含有率を算出する。

再生資源の含有率		
再生資源の種類	数量	品質

9. 主要項目の解説 第10条：性能と耐久性

ポイント

（本条の性能と耐久性に関する事項は、本条の第1項及び第2項に規定する事項に該当する。）

附属書 IV のパート A

電気化学的性能と耐久性に関連するパラメータ

- 1. 電極の面積
- 2. 電極の材質
- 3. 電極の形状
- 4. 電極の位置
- 5. 電極の処理
- 6. 電極の測定条件
- 7. 電極の測定方法
- 8. 電極の測定結果

附属書IVのパートB

パラメータの測定値を説明するための要素

- 1. 測定値の単位
- 2. 測定値の精度
- 3. 測定値のばらつき
- 4. 測定値の信頼性
- 5. 測定値の再現性
- 6. 測定値の安定性
- 7. 測定値の検出限界
- 8. 測定値の検出感度

9. 主要項目の解説 第13条：ラベリングとマーキング

ポイント



附属書 VI のパートB

個別収集記号



附属書 VI のパートA



附属書 VI のパートC

一般的に入手可能なQRリーダーで読み取れること



バッテリーパスポート（後述）



9. 主要項目の解説 第14条：健康状態と期待寿命

ポイント

EVにおける健康寿命を決定するパラメータ

EVにおける健康寿命を決定するパラメータ

健康寿命を決定するパラメータ

健康寿命を決定するパラメータ

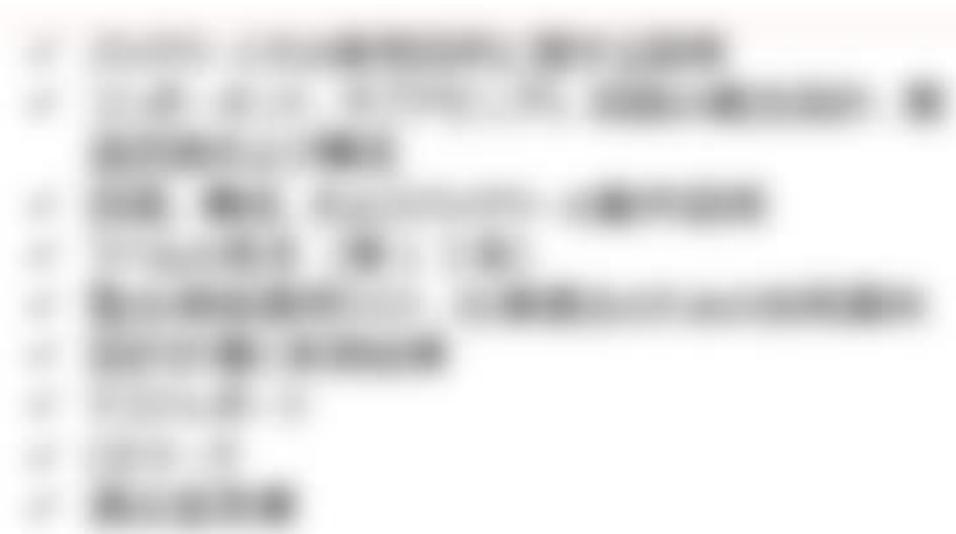
9. 主要項目の解説 第17条：適合性評価手順

ポイント

適合性評価は以下内容にて実施

- ✓ 内部生産管理（附属書VIIIのパートA）
- ✓ 生産プロセスの品質保証（附属書VIIIのパートB）

内部生産管理（附属書VIIIのパートA）により
要求される文書



生産プロセスの品質保証（附属書VIIIのパートB）により要求される文書



認証機関(Notified Body)により審査を受ける

9. 主要項目の解説 第18条：EU適合宣言

ポイント

EU適合宣言は、製品のEU市場への流通を前提として、製造業者がEU指令に適合していることを宣言する文書である。この宣言は、製品の設計・開発段階から行われ、製品の製造・販売に際しては、製造業者がEU市場に製品を供給する際に、EU市場に製品を供給する旨を宣言する必要がある。また、EU適合宣言は、製品の製造業者がEU市場に製品を供給する際に、EU市場に製品を供給する旨を宣言する必要がある。また、EU適合宣言は、製品の製造業者がEU市場に製品を供給する際に、EU市場に製品を供給する旨を宣言する必要がある。

適合宣言に定められた要件

EU適合宣言には、以下の要件が定められている。

- 1. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 2. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 3. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 4. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 5. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。

適合宣言のモデル構造（附属書IX）

EU適合宣言のモデル構造は、以下の通りである。

- 1. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 2. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 3. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 4. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。
- 5. 製品の製造業者がEU市場に製品を供給する旨を宣言すること。

9. 主要項目の解説 第19条：CEマーキング

ポイント

CEマークは

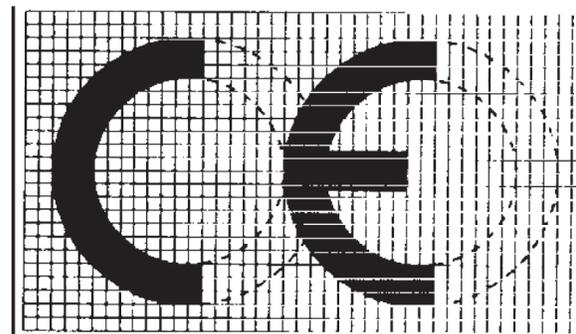
CEマーキングは、製品がEU諸国で販売される際に必要となる。これは、製品がEU諸国の技術規格に適合していることを示す。CEマーキングは、製品の安全性、健康、環境保護に関する要求を満たしていることを示す。CEマーキングは、製品の品質と信頼性を保証する。CEマーキングは、製品の市場アクセスを拡大する。CEマーキングは、製品の競争力を高める。CEマーキングは、製品の信頼性を向上させる。CEマーキングは、製品の安全性を確保する。CEマーキングは、製品の健康と環境保護を促進する。CEマーキングは、製品の品質と信頼性を保証する。CEマーキングは、製品の市場アクセスを拡大する。CEマーキングは、製品の競争力を高める。CEマーキングは、製品の信頼性を向上させる。CEマーキングは、製品の安全性を確保する。CEマーキングは、製品の健康と環境保護を促進する。

規則(EC)No 765/2008の第30条より

規則(EC)No 765/2008の第30条より、CEマーキングは、製品の安全性、健康、環境保護に関する要求を満たしていることを示す。CEマーキングは、製品の品質と信頼性を保証する。CEマーキングは、製品の市場アクセスを拡大する。CEマーキングは、製品の競争力を高める。CEマーキングは、製品の信頼性を向上させる。CEマーキングは、製品の安全性を確保する。CEマーキングは、製品の健康と環境保護を促進する。

CE marking

1. The CE marking shall consist of the initials 'CE' taking the following form:



2. If the CE marking is reduced or enlarged, the proportions given in the graduated drawing in paragraph 1 shall be respected.
3. Where specific legislation does not impose specific dimensions, the CE marking shall be at least 5 mm high.



「CE」はフランス語の「Conformité Européenne（英語：European Conformity）」

9. 主要項目の解説 第48条：デューデリジェンスポリシー①

ポイント



原材料とリスクカテゴリーのリスト (附属書x)



「デューデリジェンス（相当な注意義務）」とは 対象となる企業などの価値、リスク等を調査すること

9. 主要項目の解説 第48条：デューデリジェンスポリシー③

【参考】日本国内での動き

人権デューデリジェンスの実施状況

日本国内での動きに関する図表。上部には日本語のタイトルと本文があり、下部には青い背景のボックスが配置されている。

人権デューデリジェンスの実施状況に関する図表。右側には黄色と灰色の領域が示されたグラフやマップが描かれている。

9. 主要項目の解説 第61条：廃電池の回収

ポイント

- ✓ 生産者は、使用済み電気自動車用バッテリーをエンドユーザーから無料で引き取ること、または以下と協力して設置した収集ポイントを含む回収および収集システムから引き取ること

9. 主要項目の解説 第71条：リサイクル・材料回収の目標

ポイント



リサイクル効率の目標（附属書XIIのパートB）

*平均重量に対する割合

電池の種類	～2025/12/31	～2030/12/31
鉛蓄電池		
Liベースの電池		
Ni-Cd電池		
その他電池		

材料回収の目標（附属書XIIのパートC）

*平均重量に対する割合

材料名	～2027/12/31	～2031/12/31

9. 主要項目の解説 第74条：廃電池の防止と管理に関する情報

ポイント

✓ 生産者は、エンドユーザーおよび販売業者に、以下の情報を提供する。

- 1. 廃電池の防止と管理に関する情報
- 2. 廃電池の回収場所
- 3. 廃電池の回収方法
- 4. 廃電池の回収料
- 5. 廃電池の回収期間
- 6. 廃電池の回収場所の地図
- 7. 廃電池の回収場所の電話番号
- 8. 廃電池の回収場所の営業時間
- 9. 廃電池の回収場所の所在地
- 10. 廃電池の回収場所の名称

✓ 生産者は、処理に関する以下の情報を無料で提供できるようにする。

- 1. 廃電池の処理方法
- 2. 廃電池の処理場所
- 3. 廃電池の処理料
- 4. 廃電池の処理期間
- 5. 廃電池の処理場所の地図
- 6. 廃電池の処理場所の電話番号
- 7. 廃電池の処理場所の営業時間
- 8. 廃電池の処理場所の所在地
- 9. 廃電池の処理場所の名称

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート①

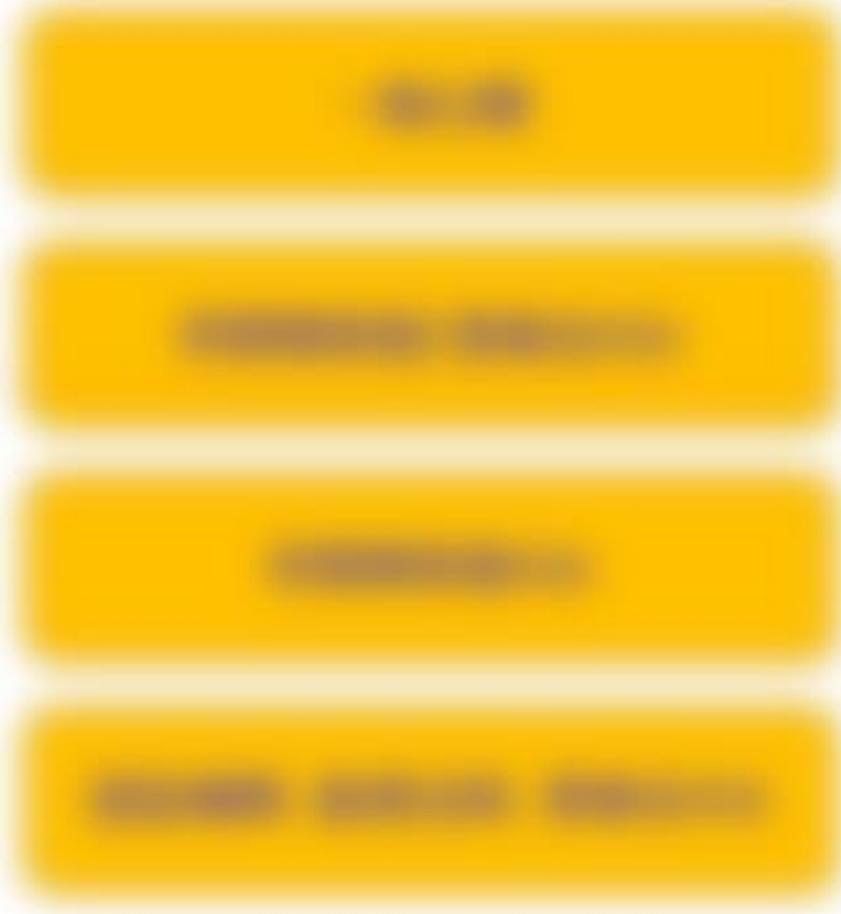
ポイント



「アグリゲーター」とは「集める人・物・組織」のことを指し、ここでは「特定卸供給事業者」や「小売電気事業者」が想定されます。

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート②

バッテリーパスポート情報開示レベル



別スライドにて説明



別スライドにて説明



別スライドにて説明

準拠を証明するテストレポートの結果

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート③

バッテリーパスポートに必要な情報（附属書XIII）：一般公開

No	情報の内容	関連箇条
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート④

バッテリーパスポートに必要な情報（附属書XIII）：正当な利害関係者および委員会のみがアクセスできる

No	情報の内容	関連箇条
1	[Redacted]	
2	[Redacted]	
3	[Redacted]	
4	[Redacted]	

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート⑤

バッテリーパスポートに必要な情報（附属書XIII）：正当な利害関係者のみがアクセスできる個々のバッテリーに関する情報とデータ

No	情報の内容	関連箇条
1		
2		
3		
4		

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート⑥

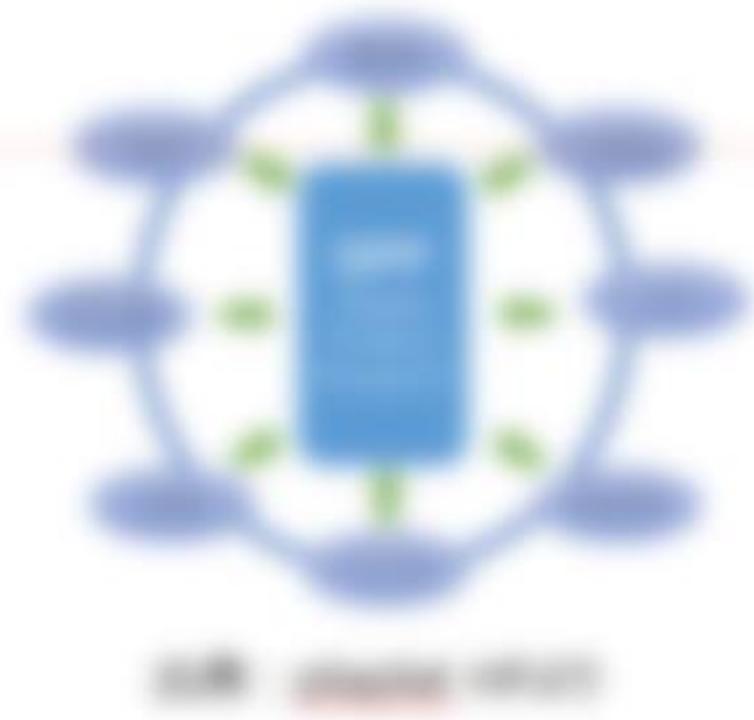
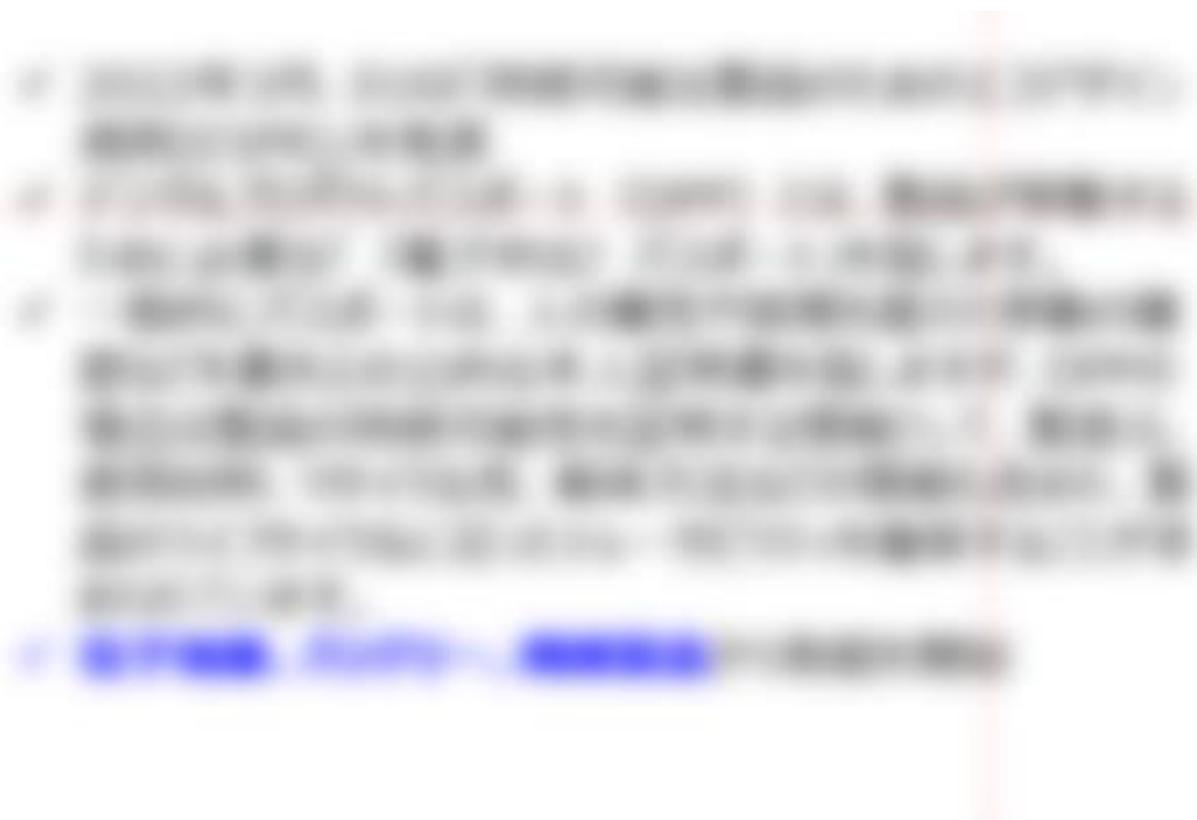
- ✓ バッテリーパスポートは、EUが作成しているものではなく、GBA（Global Battery Alliance）という組織が推進するソリューションです。

9. 主要項目の解説 第77条：バッテリーパスポート⑥

(参考情報)



EUが推進するデジタル製品パスポート (DPP : Digital Product Passport)



1. 背景
2. 発行
3. 構成
4. 適用範囲
5. 電池区分
6. 事業者
7. プロセス概略
8. スケジュール
9. 主要項目の解説
- 10. 関連業界動向トピック**

